

参考資料 4	令和7年度第2回 抗微生物薬の市場インセンティブに関する検討会
	令和8年3月17日

令和8年度抗菌薬確保支援事業 公募概要と審査の実施方法

公募の概要について

1 目的

抗菌薬による治療環境を維持しつつ、国際保健に関する国際的な議論で主導的な役割を果たすため、市場インセンティブの事業（企業が国の薬剤耐性対策（販売量の適正水準維持）に協力することで生じる減収に対して、一定額を国が支援すると同時に、抗微生物薬の開発を促す仕組み）を実施することで、薬剤耐性対策を推進する。

2 応募対象抗微生物薬

カルバペネム耐性腸内細菌目細菌（CRE）に適応菌種がある抗菌薬。

3 応募の資格

- (1) 2021年以降に新規抗菌薬としてCREに対する抗微生物薬の販売を開始（応募時点で年度内の販売開始見込みを含む）していること。
- (2) 「抗微生物薬適正使用の手引き第四版」に則り、抗菌薬の適正使用の推進を図っていること。
- (3) 当該抗菌薬の以下の情報が提出できる体制を整備していること。
 - ① 定期的な当該抗菌薬の販売量、投与者数等のデータ
 - ② 採択年度末の当該抗菌薬による年間売上高（直近の売上高集計時点から年度末時点に関しては合理的に推計した額）
 - ③ 企業の適正使用の取り組みや抗菌薬の研究開発状況（試験研究や開発計画の概要）や研究を遂行するために直接必要な経費
 - ④ その他、本事業に関し、厚生労働省が必要と認める情報
- (4) 対象抗菌薬の適正使用に関して、国が実施する研究事業等に協力すること。
- (5) 本事業の実施により得た補助金相当額について、抗菌薬の研究開発に活用すること。

4 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

5 公募期間

令和8年1月27日から同年2月12日まで。

実施方法について

(目的)

1. 抗微生物薬の市場インセンティブに関する検討会の構成員（以下「構成員」という。）が行う抗菌薬確保支援事業者の選定のための評価を行うにあたり、必要となる評価手順、項目等について定めるものとする。

(書面およびヒアリングによる評価)

2. 構成員は、抗菌薬確保支援事業（以下「本事業」という。）の公募に対して応募のあった各事業者について、事業継続の観点から応募企業が作成した事業計画書等に記載されている活動目標の妥当性や実現性等について、書面およびヒアリングによる評価を行う。

(評価項目)

3. 評価項目は、次のとおりとする。構成員は各項目において妥当性や実現性等について10点満点で評価する。
 - (1) 売上予測数と予測方法
 - (2) 医療従事者に対する当該抗菌薬の適正使用に関する情報提供活動
 - (3) 当該抗菌薬を納入する医療機関が有する適正使用推進体制の調査
 - (4) 当該抗菌薬の適正使用状況の調査
 - (5) 抗微生物薬の治療薬開発状況と目標

(採択方法)

4. 採択は以下の方法により行う。
 - (1) ヒアリングの結果を踏まえ、構成員は、評価項目について別添の評価票に評価点数を記載する。加えて応募事業者の評価できる点、推進すべき点、疑問点、改善すべき点その他助言等についてコメントを記入する。
 - (2) 記載した評価票を事務局に提出し、事務局が集計した後に、構成員は応募事業者について採択か不採択かを言及し、検討会出席構成員の**過半数が採択と判断**した場合、基本的に採択する。